

熊野町子育て世代「住むならくまの」 定住応援助成金制度 ～R6版～

筆の都 熊野町では“子育て世代の定住化”を促進するため、
町内で住宅の新築又は購入をされた方に助成金を交付します。



【申請受付期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日

- 助成額
- ① 居住用住宅の取得費に2%を乗じた額（上限20万円）
 - ② 申込者世帯全員の前住所地が広島県外の場合
取得費に1%を乗じた額を加算（上限10万円）
注）1000円未満の端数が生じた場合は切捨て

子育て世代「住むならくまの」定住応援助成金の概要

熊野町では、第6次総合計画を令和3年3月に策定し、「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を将来像として「なんかいい」「ちょうどいい」そう想える「熊野」を目指しています。

この施策の一端として、町づくりの活力となる子育て世代の定住化を促進し、地域の活性化を図るため、熊野町に定住を望む子育て世代の方で、一定条件（交付要件）を満たした方に助成金を交付します。

助成金の交付要件 次の「対象者」及び「対象住宅」に該当すること

対象者 下記の項目すべてに該当する者

- (1) 令和7年3月31日までに町内に自ら居住するために対象住宅を新築、又は宅地建物取引業者を介して購入し、申請する日に現に居住している。
【対象外】増改築、リフォームのみ
- (2) 申請日時時点で、申請日以降最初の4月1日において19歳に達していない子（対象住宅に居住するものが扶養している者に限る）と同居している世帯。
※ 令和7年3月31日までに新たに子を扶養することとなった場合は上記に該当。
又は、扶養する子のいない場合は夫婦ともに申請日時時点で40歳に達していない世帯。
- (3) 対象住宅に居住する全ての者が市町村税等を滞納していない世帯。
- (4) 住宅の取得のため、金融機関等から住宅取得資金の融資を受けていること。
- (5) 本町に定住の意思を持ち、5年以上居住することを誓約した者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による暴力団員等でないこと。

対象住宅 下記の項目すべてに該当した建物

- (1) 令和7年3月31日までに対象者の名義等で所有権保存又は移転登記をした住宅。
- (2) 助成対象者夫婦又はそのいずれかの名義（夫婦以外の方との共有名義がある場合、夫婦の持分が3分の2以上であること）で所有権保存又は移転登記があること。
- (3) 住宅の用に供する建物で、居住面積（併用住宅においては店舗・事務所等の部分を除く居住部分の延床面積）が70平方メートル以上であること。
※ 中古住宅の取得費用は対象ですが、改修費は対象外です。

助成加算

加算額対象は、対象者及びその世帯員全員の前住所が広島県外の場合、補助の上乗せを行います。（住宅取得費の1%又は上限10万円）

助成金の返還

次の行為があった場合は、助成金の返還を求めることとなります。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 対象住宅に5年以内に居住しなくなったとき。

助成金の交付申請 等 事前に窓口で必要書類の確認もできます

助成金の交付申請は、助成金交付申請書（指定様式）に次に掲げる書類を添えて、窓口で申請してください。

●必要書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 世帯全員（中学生以下を除く）の地方税の納税証明書（滞納がない証明）
※ 申請年度の1月1日時点の住所地で請求してください。
- (3) 定住誓約書（指定様式）
- (4) 建物の新築額又は購入額が明記された契約書のコピー
※ 土地の金額を含んでいないこと。
- (5) 居住用面積が明らかになる各階の平面図（間取り図）のコピー
- (6) 建物の検査済証のコピー（新築住宅の場合）
- (7) 住宅（建物）の登記全部事項証明書のコピー ※法務局発行
- (8) 住宅ローン借入にかかる金銭消費貸借契約証書のコピー
- (9) その他町長が必要と認める書類

●申請期間

- ・対象住宅の所有権の登記が完了した日以降（所有権取得日から1年以内）
- ・令和7年3月31日までに申請を行ってください。これ以降は申請ができません。

●子育て世代定住促進助成金の交付決定を受けた方及びその世帯員は申請できません。

※1 指定様式は、熊野町のホームページ及び都市整備課の窓口でお渡しします。

※2 住宅の購入にあたっては、宅地建物取引法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者を介して購入したものに限りします。

★受付場所★ 熊野町役場 2階 建設農林部 都市整備課

◆ 助成金の交付決定

申請内容を審査し、適当と認めたときには、助成金交付決定通知書をお送りします。交付できない場合は、助成金不交付決定通知書をお送りすることとなります。

※ 書類の不備等により、審査が完了しない場合、通知の発送が遅れることがあります。

● 助成金の交付請求

交付額の確定を受け、助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書により請求しなければなりません。

◆ 助成金申請から助成金振込みまでの流れ

● 交付申請

助成金交付申請書の提出

令和7年3月31日までに必要書類を提出してください。

申請書の記載内容や、添付書類を審査します。
また、居住の有無や町税等の納付状況を確認します。

助成金交付の決定・通知

助成金の額を決定し、申請者に交付決定通知書と請求書を送付します。

請求書の提出

助成金を振り込むための請求書を提出していただきます。

振込先口座の通帳の、銀行名・支店名・口座名義人氏名・口座種別・口座番号のわかる箇所のコピーを添付してください。

助成金の振込

助成金は、請求書の提出後、原則1か月以内に指定の銀行口座へお振込みします。

本補助金とセットで【フラット35】**地域連携型**を利用できます。

★【フラット35】**地域連携型**とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う熊野町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する熊野町による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※ 詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。申請書もこちらから取得できます。

お問い合わせは、

熊野町役場 都市整備課 082-820-5608

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

